かけはし

発行：日本共産党橋本市委員会
住所：橋本市御幸辻１６７－１
電話：３２－９２４３

国民健康保険、負担軽減のために運動を

国民健康保険は、国民健康保険法第１条で「社会保障及び国民保健の向上」を目的にかかげていることからも憲法２５条にもとづく社会保障の制度です。1961年に「国民皆保険」が実現し、他の医療保険に加入しない全住民が加入しています。

無料法律相談
日時　10月４日(金)　午後３時～８時
場所　橋本市民会館2F　予約が必要です。
富岡清彦 33-0796・阪本久代 36-1493
古倉伸二 32-6406

1、橋本市の国民健康保険加入者の実態

橋本市の国保加入者は65～74歳の高齢者が3分の1をしめ、無職の人が多く所得が200万円未満の人が8割をしめています。

○年齢構成　　平成２５年度賦課期日時点

0～18歳　10.3%　　19～39歳　16.0%

40～64歳　37.9%　　65～74歳　35.8%

○職業別世帯数割合　　平成２３年度　（全国データ）

農林業　1.2%（2.8%）　　自営業者　11.9%(14.5%)

被用者　28.6%(35.8%)　その他の職業　3.5%(4.2%)　　無職　54.8%(42.6%)

※被用者とは「働いている人」という意味。つまりワーキングプア。

」○世帯の所得階層別割合　　平成２５年度賦課期日時点

所得なし　29.4%　　0円以上100万円未満　27.5%

100万円以上200万円未満　23.8%　　200万円以上500万円未満　16.9%

500万円以上　2.4%

○資産割のある世帯数　　平成２５年度賦課期日時点　　5,956世帯

資産割税額の国保税にしめる割合　　9.5%

2、国保税の条例減免制度の拡充を

橋本市の条例減免は所得が激減した場合のみで、もともと低所得の人を対象にしたものがありません。しかし、お隣の河内長野市では「生活が貧困であると認められる世帯」も対象で生活保護基準と比べた割合で細かく減免割合が決められています。平成２４年度において条例減免を受けた1295件の77%にあたる998件がこの貧困減免だということです。

橋本市でも「貧困減免」が実現するよう運動していきましょう。

3、一部負担金減免の対象世帯の拡充を

地震、火災などの災害により死亡、もしくは心身に障害を受けたとき。干ばつ、冷害等による農作物の不作により収入が著しく減少したとき。事業もしくは業務の休廃止又は失業（自発的失業又は定年による退職を除く）により収入が著しく減少したとき。などに医療費の窓口負担が減額される制度があります。（ほかにも条件があります）橋本市では入院だけでなく通院も対象になります。しかし、利用者がありません。もっと使いやすい制度になるよう運動していきましょう。